

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
大西 健太郎	心臓機能障害	埼玉東部循環器病院	越谷市大沢三千百八十七―一	平成二十六年三月三十一日
白川 哲也	肢体不自由	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七―一	平成二十六年三月三十一日
大畑 俊裕	心臓機能障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	平成二十六年六月三十日
軍司 良一	肢体不自由	軍司整形外科	越谷市南越谷四―二十三―八	平成二十六年八月二十六日
石川 哲也	心臓機能障害	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井千六百九十六	平成二十七年一月三十一日
萩原 弘一	呼吸器機能障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	平成二十七年二月一日
上山 数弘	視覚障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	平成二十七年三月十七日
古川 浩	心臓機能障害	医療法人一心会伊奈病院	北足立郡伊奈町小室九千四百十九	平成二十七年三月二十五日
大西 貴子	視覚障害	東松山市立市民病院	東松山市大字松山二千三百九十二	平成二十七年三月三十一日

折井 久弥
肢体不自由

医療法人秀和会秀和総合病院

春日部市谷原新田千二百

平成二十七年三月三十一日

加藤 建
肢体不自由

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会栗橋病院

久喜市小右衛門七百十四―六

平成二十七年三月三十一日

加藤木 利行
心臓機能障害

埼玉医科大学国際医療センター

日高市山根千三百九十七―一

平成二十七年三月三十一日

後関 利明
視覚障害

北里大学メディカルセンター

北本市荒井六―百

平成二十七年三月三十一日

瀬口 健至
ぼうこう又は直腸機能障害

防衛医科大学校病院

所沢市並木三―二

平成二十七年三月三十一日

八岡 利昌
ぼうこう又は直腸機能障害

埼玉県立がんセンター

北足立郡伊奈町大字小室七百八十

平成二十七年三月三十一日

林 政一
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害

北里大学メディカルセンター

北本市荒井六―百

平成二十七年三月三十一日

長田 秀夫
肢体不自由

防衛医科大学校病院

所沢市並木三―二

平成二十七年四月一日

馬場 有加

聴覚障害、平衡機能障

害、音声・言語機能障

害、そしやく機能障害

関根 紀一

肢体不自由

医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院

医療法人社団安生会上尾二ツ宮クリニッ

ク

入間郡三芳町藤久保九百七十四
三

平成二十七年四月一日

上尾市二ツ宮九百五十四―一

平成二十七年六月一日